NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU
長島・大野・常松 法律事務所
NO&T Compliance Legal Update
企業不祥事・コンプライアンス ニュースレター

2018-2021 The Legal 500 Asia Pacific Risk Management and Investigations Tier 1 4年連続獲得
2016-2019 ALB Japan Regulatory and Compliance Law Firm of the Year 4年連続受賞

2021年6月　No.52

「ビジネスと人権」に関する最新動向

-人権侵害に対する制裁のグローバルな法整備・近時の執行状況を中心として-

弁護士　福原　あゆみ

1.　はじめに

「ビジネスと人権」分野については、本年1月19日に「EUにおける人権デュー・ディリジェンス義務化の動向について」（NO&T企業不祥事・コンプライアンスニュースレター47号）を発行した後もグローバルでの法整備が進行しており[1]、中国新疆ウイグル自治区で生産されたとされる製品の米税関における輸入差し止めやミャンマーにおける市民への暴力等人権侵害が指摘される事案の報道も続いているところです。

本ニュースレターでは、最近の法整備や執行状況のアップデートについて概要を紹介するとともに、人権侵害に対する制裁に関連する法整備及び近時の執行状況について概説します。

2.　「ビジネスと人権」に関するアップデート

(1)　サプライチェーン法の閣議決定（ドイツ）

ドイツでは、本年3月3日、一定規模以上のドイツ国内企業に人権デュー・ディリジェンスを義務づけるサプライチェーン法（*Lieferkettengesetz*）が閣議決定され、本年6月11日に連邦議会において可決されています。同法は、対象企業に対し、人権を尊重するポリシーの制定、人権に対する潜在的な負の影響を特定するためのリスク分析、グリーバンス・メカニズム（申告窓口）の設置とともに年次報告書の作成・公表等を求めるものであり、違反した場合には最大80万ユーロ（ただし、平均年間売上高が4億ユーロを超える企業については最大で平均年間売上高の2%）の過料等の制裁が定められています。

同法は、今後大統領の署名を経て成立する見込みであり、ドイツを本拠とする企業のうち、2023年に3,000人以上の従業員を有する企業を対象として施行され、2024年からは1,000人以上の従業員を有する企業に適用が拡大されることが予定されています。

(2)　AI規制に関する規則案の公表（EU）

欧州委員会は、本年4月21日にAIに関するEU規則案（以下「EU規則案」といいます。）を公表し、AI利用に関する包括的な規制として注目を集めています[2]。

EU規則案は、AIを利用した当局等による人権侵害行為への懸念についても念頭に置いた上でこのようなリスクのあるAIに対する規制を行おうとするものであり、法執行目的を含めた顔認証等の遠隔生体認証技術の公共の場でのリアルタイム利用のほか、サブリミナル（潜在意識に作用する）技術の利用、政府が個人の信用力を格付けす

[1] なお、同ニュースレターにて紹介した人権デュー・ディリジェンス等に関するEU指令案については、当初2021年第二四半期に公表されると見られていましたが、報道によれば本年秋頃に遅れる見込みとのことです。
[2] 同規則案の概要については、本年4月28日付NO&Tテクノロジー法ニュースレター6号についてもご参照ください。

© 2021 Nagashima Ohno & Tsunematsu

る社会信用システムの運用といった AI システムについて、基本的人権に反するために許容できないリスク（unacceptable risk）として原則禁止としています[3]。

また、これに次ぐ高リスクの AI システムとして、教育や職業訓練、安全部品、雇用・労働者管理（採用手続のために履歴書を選別するソフトウェア等）、必要不可欠なインフラ、法執行・司法、移民・国境管理等に用いられる AI システムが挙げられており、これらの AI システムの提供事業者には、AI システムに関するリスクマネジメントシステムの導入や、詳細な技術文書の作成、モニタリング等の措置が求められるほか、一般にアクセス可能な EU のデータベースに AI システムを登録する必要があるとされています。

同規則案は、今後欧州議会及び EU 理事会において審議される予定ですが、産業界からは慎重論も出ており、最終的な規則の内容は修正される可能性があります。

(3) コーポレートガバナンス・コードの改訂及び「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書の公表（日本）

本年 6 月 11 日から施行された改訂「コーポレートガバナンス・コード」では、「サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への取組み」の一環として、取締役会が「気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重」等に関する課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきであるとされ（補充原則 2-3①）、人権の尊重に関する追記がなされています。今後、上場企業としては、コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する。）の枠組みでこれらの事項についても対応することが求められますが、特に人権や環境については本ニュースレターでも述べる世界的な法規制の進展や社会的な意識の高まりにより、企業にとってコンプライ（遵守）とエクスプレイン（説明）の双方が求められつつある点に留意が必要です。

また、2020 年 10 月に策定された日本の「ビジネスと人権」に関する行動計画で掲げられていた人権教育・啓発実施の方針に基づき、本年 4 月に「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書が公表されています[4]。同報告書では、労働者の権利等も含む企業が尊重すべき主要な人権に関するリスクの内容や、ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）に基づく企業による人権への取組みの在り方について記載されています。

3. 人権侵害に対する経済制裁等の法整備・執行状況

(1) 米国関税法における輸入規制及びマグニツキー法による経済制裁等

米国では、ロシアの弁護士であったセルゲイ・マグニツキー氏がロシア当局の汚職事件を告発した後に逮捕され獄中死した事件を機に、2012 年にロシアにおける人権侵害を対象としたマグニツキー法が制定されています。その後 2016 年 12 月には、ロシアに限定せず各国での人権侵害に対する経済制裁等を行う根拠として、グローバル・マグニツキー人権問責法（Global Magnitsky Human Rights Accountability Act）が採択されるとともに、2017 年 12 月には大統領令（Executive Order）第 1318 号も発布されています。

グローバル・マグニツキー人権問責法における制裁対象は、国際的に認知された人権の促進等を担っている個人の殺害を例とする国際的に認められた人権に対する重大な侵害に責任を有する個人又は組織とされているのに対し、大統領令第 1318 号は適用範囲をより拡大し、重大な人権侵害に責任を有する個人又は組織を制裁対象とするものである点に特徴がありますが、いずれも制裁対象として指定された個人又は組織に対し、米国への入国拒否、米国管轄内の資産の凍結・移転禁止等の制裁を課すものです。グローバル・マグニツキー人権問責法及び大統領令第 1318 号を根拠として、本年 3 月には中国新疆ウイグル自治区での人権侵害を理由に中国政府の幹部が制裁対象として指定される[5]など、複数の執行が米国財務省外国資産管理室（the U.S. Department of the Treasury's Office of Foreign Assets Control：OFAC）によりなされています。

また、米国関税法第 307 条（連邦法第 19 編第 1307 条）では、外国で強制労働（児童労働を含むものとされています。）により採掘、生産、製造された製品の輸入を禁止しており、人権侵害を理由とする輸入規制がなされて

[3] 犯罪被害者の捜索等に用いられる場合の例外規定についても併せて定められています。

[4] http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00188

[5] https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0070

© 2021 Nagashima Ohno & Tsunematsu

いる点にも留意が必要です。同条に該当する商品が輸入されていることを合理的に示す情報が得られた場合、米国税関・国境警備局（CBP）長官が発した貨物引渡保留命令（Withhold Release Order：WRO）により当該貨物の引き渡しが保留されることになります[6]。

報道によれば、本年 5 月には、日本企業が輸出した衣類の輸入が中国新疆ウイグル自治区で生産された綿花を使用しているとして輸入の差し止めを受けたほか、強制労働が行われたとする漁船団を操業する水産会社からの水産物の輸入を禁止する旨 CBP による公表がなされています。

(2) EU

EU では、中国新疆ウイグル自治区やミャンマーにおける人権リスク事案を背景とし、2020 年 12 月にグローバル人権制裁制度（Global Human Rights Sanctions Regime）（以下「本制度」といいます。）の導入が採択されました。本制度は、集団虐殺や強制労働等の重大な人権侵害を対象とし、制裁対象として指定された個人又は団体が保有又は管理する資金の凍結制裁、個人に対する渡航禁止を課すとともに、EU 域内の個人又は組織が指定された制裁対象に対して送金、決裁、又は資産運用を行うことを禁止するものです。制裁対象となる個人又は団体となる要件は以下のとおりであり、人権侵害等に「関連する（associated with）者」についても制裁対象となる旨規定されています（規則 2020/1998 第 3 条第 3 項）。

① 集団虐殺、人道犯罪、奴隷（強制労働）、性暴力等の人権侵害に責任を負う者
② 上記の侵害に関与した者に財政的、技術的又は物質的な援助を行う者
③ 上記①②のいずれかに関連する（associated with）者

EU では本制度の導入以降、ウイグル族の強制収容所の運営に関与したとされる中国当局関係者及び団体、ロシアの当局関係者、及び市民デモの弾圧を行ったとされるミャンマー国軍関係者等に対して制裁の発動を行っています[7]。また、フランスの電力会社が制裁発動を前に人権侵害が起きていることを理由としてミャンマーでの水力発電ダム開発計画を中断したと公表するなど[8]、企業活動に対する影響も出ています。

また、EU では本年 5 月 10 日、デュアルユース品目（民生及び軍事目的双方に使用可能な物品、ソフトウェアないしテクノロジー）の輸出等を規制する規則を改正して厳格化し、人権侵害に悪用されるリスクのあるサイバー監視技術等の輸出者に対し、デュー・ディリジェンスを含む内部コンプライアンスプログラムを確立すること等を求めています[9]。

(3) 英国

英国では、EU 離脱後の 2020 年 6 月にグローバル人権制裁規則 2020（Global Human Rights Sanctions Regulations 2020）を公表しています[10]。英国のグローバル人権制裁規則 2020 は、生存権の侵害、拷問、非人道的な扱いや刑罰、奴隷制等の人権侵害を対象とし、これに関与した個人や組織に対し、資金の凍結や渡航の禁止を課すものであり、これまでにマグニツキー法での制裁対象として指定されていた個人を含むミャンマー、ロシア、サウジアラビア、北朝鮮の個人等を制裁対象として指定しています。

---

[6] 輸入者が当該命令に対して異議を唱える場合には、当該製品が輸入されてから 3 か月間の期間内に、当該貨物が強制労働により製造されたものでないことを宣言する原産地証明書を提出するとともに、商品やその部品を製造するのに利用された労働力の出所と種類の双方を判断するためにあらゆる合理的な努力を尽くしたことを示す陳述書を提出しなければならないとされています。

[7] 本制度の発動により制裁対象とされた個人又は団体については、規則 2020/1998 の付属書（Annex）I において公表されています（https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2020/1998）。

[8] https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR230420T20C21A3000000/

[9] https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2021/05/10/trade-of-dual-use-items-new-eu-rules-adopted/

[10] なお、本年 4 月 26 日に、同規則を補完するものとしてグローバル汚職防止制裁規則 2021（Global Anti-Corruption Sanctions Regulations 2021）を公表し、重大な汚職に関与したと疑うに足りる合理的な理由がある者を制裁対象として、資産の凍結等の経済制裁を実施しています。

© 2021 Nagashima Ohno & Tsunematsu

4. おわりに

人権侵害に対する措置は、日本においても超党派議連の発足により法制化が検討されているところですが、人権侵害を理由としたグローバルでの経済制裁等の執行状況については、個別の取引先に対する取引リスクを生じさせるだけでなく、企業が人権デュー・ディリジェンスにおいて人権リスクを評価するにあたり、特定の国・地域や製品に関連するリスクの高まりに注意を払う必要があることを示すものとしても注目すべきといえるでしょう。人権侵害を理由とする経済制裁は複数国において協調的に行われる動きもあることから、グローバルでの積極的な執行傾向もふまえて今後も留意すべき分野の一つと考えられます。

以　上

[執筆者]

福原　あゆみ（弁護士・カウンセル）
ayumi_fukuhara@noandt.com
法務省・検察庁での経験をバックグラウンドとして、企業の危機管理・争訟を主たる業務分野としており、海外当局が関係したクロスボーダー危機管理案件の経験も豊富に有している。これまで、検察庁等、証券取引等監視委員会の取締当局への対応のほか、米国司法省をはじめとする海外の取締当局の対応に関わっている。また、企業の役職員による品質不正や会計不祥事をはじめとする幅広い危機管理案件に従事してきた。そのほか、個人情報・営業秘密の取扱い、贈賄防止、ビジネスと人権に関するアドバイス等、コンプライアンス体制構築に関するアドバイスも行っている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

© 2021 Nagashima Ohno & Tsunematsu

社内調査ワークショップのご案内

当事務所の危機管理・不祥事対応チームでは、法務・総務担当者の皆様を対象に効果的に社内調査を実施するための基本的なノウハウをお伝えするための、参加型の出張ワークショップを行っています。

役員研修、コンプライアンス研修等のご案内

当事務所の豊富な実務経験を活かした実践的な研修プログラムを各種実施しています。最近の不祥事事件からの教訓や、コーポレートガバナンスコード対応を含む最新の法令動向を踏まえ、各社のニーズに沿った内容とさせて頂いています。

ご興味をお持ちの場合や、さらに詳しい情報を知りたい場合は、遠慮なく下記編集者または本メールへのご返信にてお問い合わせください。

[編集者]

垰 尚義　パートナー
takayoshi_tao@noandt.com

塩崎 彰久　パートナー
akihisa_shiozaki@noandt.com

眞武 慶彦　パートナー
yoshihiko_matake@noandt.com

深水 大輔　パートナー
daisuke_fukamizu@noandt.com

辺 誠祐　パートナー
tomohiro_hen@noandt.com

長島･大野･常松 法律事務所　www.noandt.com

〒100-7036　東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　ＪＰタワー
Tel: 03-6889-7000（代表）　Fax: 03-6889-8000（代表）　Email: info@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

企業不祥事・コンプライアンスニュースレターの配信登録を希望される場合には、
<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-compliance@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。

© 2021 Nagashima Ohno & Tsunematsu